

Q&A

No	質問	回答
1	夫婦二人とも千代田区に住んでいる必要がありますか。	夫婦のいずれかが不妊検査開始日から継続して千代田区に住民登録をしている必要があります。
2	助成回数は。	夫婦1組につき1回に限ります。
3	千代田区の助成額の上限はいくらですか。	不妊検査等に要した費用から東京都の助成額を差し引いた額で、上限2万5千円です。
4	東京都には申請しないで、千代田区だけに申請できますか。	千代田区だけの申請はできません。 東京都不妊検査等助成事業の承認が決定している必要があります。
5	助成対象になる治療範囲は。	千代田区独自に治療範囲は設けていません。 東京都の対象要件(精液検査、内分泌検査、子宮鏡検査など)の範囲内が対象となります。
6	漢方薬や市販の検査薬の購入費用は助成対象になりますか。	医師の処方によらない薬剤は助成対象とはなりません。
7	医療費の自己負担が5万円以下で東京都の助成ですべてまかなえたのですが、千代田区からも助成を受けられますか。	不妊検査等に要した費用から東京都の助成金額を差し引いた額が助成対象ですので、差し引いた額が0円ならば、助成対象とはなりません。
8	現在、治療は継続中ですが、医療費の自己負担額が5万円に達したため、東京都へ申請をしました。東京都への申請後、追加で発生した自己負担額について、千代田区から助成を受けられますか。	東京都へ申請した後にかかった費用については、区の助成対象とはなりません。費用が5万円以上がかかる見込みがある場合は、その分も含めて「東京都不妊検査等助成事業受診等証明書」を作成いただくことをおすすめします(東京都への申請期限にご注意ください)。 なお、「東京都不妊検査等助成事業受診等証明書」の作成日以降、東京都への申請日までに検査等に要した費用がある場合は、「千代田区不妊検査等助成事業受診等証明書」を提出することで助成対象とすることができます。この場合、「東京都不妊検査等助成事業受診等証明書」で証明済みの費用も含めて医療機関に記載してもらってください。
9	申請額はどのように記入すればよいですか。	不妊検査等に要した費用のうち、東京都の不妊検査等助成事業により助成された額を差し引いた額を記入してください。ただし、2万5千円が上限額となります。
10	領収書の添付は必要ですか。	領収書の添付は必要ありません。
11	申請者は夫婦どちらでもよいですか。	千代田区に住所を有している方をお願いします。 なお、夫婦ともに千代田区に住所を有している場合は、東京都不妊検査等助成承認決定通知を受けた方でお願いします。
12	振込先口座振替はどの口座でもいいですか。	申請者の口座をお願いします。(旧姓・配偶者名義は不可)
13	ゆうちょ銀行の支店名がわかりません。	支店名がわからない場合はゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。 振り込み専用の漢数字3桁の支店名および7桁の口座番号を記載してください。